

岡本の国会での質問

166-衆-農林水産委員会-11号 平成19年04月25日

○近藤(基)委員長代理 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうも質問の機会をいただきましたが、私も、本来であれば、まず水産業協同組合法に関する質問に入りたいわけでありますが、大変残念ながら、今の状況はそういう状況にございません。確認をしなければならぬことが何点かありますので、それが終わり次第、水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきたいと思っております。

これまで、委員各位が指摘をしておりますとおり、松岡大臣におかれましては、法律に求められていること以上のことはするつもりがないということを繰り返し答弁されております。確かに法治国家ですから、法律に書いてあることまでが要求事項ではあったとしても、多くの国民の皆さんが疑問に思い、そして何でだろうと思われるこの観点。とりわけ、政治家に対する不信感を強く持たれてしまっている現状に責任をお感じになられることはないのでしょうか。私は、このことについて大臣の見解をお伺いしたいと思います。

今の事務所費問題を端にした、いわゆる政治家の政治資金の領収書公開を求める流れ、この統一自治体選挙でも、各地で政務調査費の問題が取り上げられたわけでありましてけれども、こういった中でも、領収書を添付してほしい、皆様方のこういう思いに対して、大臣が、法律がそうっていないんだから各党会派で話し合ってください、こういうことで、前回は聞きましたが、本当に大臣としての規範に、そして、よく総理も言われますけれども、道徳という言葉、こういうものに照らし合わせても、大臣は一点の曇りもない、心さわやかに、私には関係がない、こういうふうに言われるのでしょうか。

それとも、やはり国民の皆様方がそういう思いを持っている、そうであるならば、そこは対応しなきゃいけないところもあるんじゃないか、そういうふうにお考えいただけないのでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

○松岡国務大臣 もう何度も申し上げておりますが、私は、法律に基づき、必要なことについてすべて尽くしているつもりでございます。このことにつきましては何度も申し上げましたとおりでございます。それ以上のことはございませんので、以上であります。

○岡本(充)委員 大変残念な答弁であります。もう一点だけ確認しておきますが、大臣、今、緑資源機構が公取委などにより、これまでの談合について捜査の対象になっていると報道されております。

大臣は、林野関係にも大変明るいというふうに承知をしておりますけれども、こういった林業関係各企業、団体から献金をお受けであるようではありますが、収支報告書を書くに当たって、今後訂正をされる御予定はないのか。今、現時点では、これで正しいという確認をされているのかどうか、その一点だけお伺いしたいと思います。

○松岡国務大臣 これはもう収支報告書に報告をしておりますので、今、現時点において、それ以上申し上げるべきことはないと思っております。

○岡本(充)委員 こういった大臣の資金にかかわる国民の不信感、私は感情的にお話をしているわけじゃなくて、実際に、報道等各紙を見ても、松岡大臣の説明では大変に不満が残るといのが、自民党の支持者の方でもそう言われる。私の地元でも、おれは自民党を支持していると言われる

方がそう言われる。これは党派を超えて、やはり疑問を感じている人が多いというのは皆さんが思ってみえる。

大臣、そこを考えても、法律以上のことはする気がない、こう開き直られるのであれば、私は、大変残念だけれども、私も大臣に聞きたいけれども、大臣に聞くことができないわけなんですね。大臣としての任にあらずと私は思いますし、そういう意味では、今回の質問も副大臣、政務官に聞かざるを得ない。

本当は議論が深まるべきところを、聞かない民主党が悪いのでしょうか。私は、大臣が真摯に御答弁をいただければ、御公開をいただければ、私たちは、大臣に対しては日ごろより、むしろエールを送ってきた。私なんかも、一番冒頭に大臣にお話をしたことは、御就任おめでとうございませうという話から始まったと私は記憶をしています。そういう意味では、大変残念だと思いますし、ぜひ大臣の改めての御一考をお願いいたしまして、それでは、次に気がかりな部分に入りたいと思います。

次に気がかりなのは、本当は水産業協同組合法の質問をしたいんですが、これもどうしても聞いておかなきゃいけない、きのうの松岡農林水産大臣とジョハンズ農務長官との電話会談についての内容でございます。

そもそも、昨年六月の日米の共同記者発表ということで、日米合意、この日米合意に基づいて査察は当然行われるべきものであったであろうに、今回、米国が査察をすることにしばらく渋っていた。そして、結論として、渋っていた査察を認める、全施設に査察をするかわりに全箱確認を終了しましょう、こういう話になったわけですね。

これはそもそも、では査察はどう行われていたんだという思いを持つわけですが、昨年六月の合意にありました、まず、AMSの査察、少なくとも年一回、通常年二回の査察とは別に、少なくとも年一回、すべての対日輸出認定施設を対象として抜き打ち査察を実施するということはなされていたんでしょうか。

○山本(拓)副大臣 やっていると聞いております。

○岡本(充)委員 今回の査察は、その年一回のAMSの対日輸出認定施設の抜き打ち査察とは別に行われるということですか。

○山本(拓)副大臣 これから協議することでございますが、事前に、いろいろな多様なやり方があると思いますので、現実的にはこれから取り決めることでございます。

○岡本(充)委員 これから決めるでは、それでは質問にならないですよ。だって、これは決まっているんですよ。年一回抜き打ち、全施設査察に行くというのが共同記者発表で発表されているわけですね。その査察と今回日本が全施設へ行く査察はまさか一緒じゃないですよ、それとは別に今回追加的に行うんですよ、そう聞いているわけなんですよ。それについてはこれから協議するであっては、すべてを丸めて一回で終わるという話になってしまいますよ。

○山本(拓)副大臣 御案内のとおり、昨年七月に輸入再開をされたわけございまして、今日まで全箱検査を、これは厚生労働省の方でやっておるわけでありまして、数的に言うと百万箱を超える全箱検査をやっているところでございます。

その中で、三件ほど指摘案件があったわけでありまして、二件は、箱を検査するまでもなく、書類審査によってこれはおかしいとチェックできる案件でありまして、あと一つにつきましては、確かに牛タンにつきましては、全箱を検査したということで発見できたところでございます。

そういう中で、今回の合意というのは、百万箱を超えて一応検査した結果、いわゆる確率的にいくと〇・〇〇〇〇四%ですか、そういう形でのものでございました。それで、今回は、必ずしも、一回こちらから、日本側からオファーしておった全部のところの査察というものを、これは今後、我々

が査察をして、そして、それで完璧であるという結果を受けて、それからどうするという話でありますので、先日の合意のもとで、あすからやめるとか、そうやってアバウトな、詳細まで決まったわけではございません。

だから、ここで正確に申し上げますと、今、電話会談の合意で正式に細かいところまで合意したと、相手があることでございますから、そこで明確にどうなこうなということは私の段階では言えないということでございます。

○岡本(充)委員 私の質問に答えていませんよ。これは、少なくとも年一回の、すべての対日輸出施設を対象とした抜き打ち査察と一緒に違うのか、それは当然、別段の日米合意なんだから、別の話なんですよ、こう聞いているわけですから、これと包括した日米合意ではないわけでしょう、だから別段の査察をするんですねという確認をしているだけです。ほかのことは答えなくて結構です。的確にお願いします。

○山本(拓)副大臣 基本的には、これは農林水産省単独というよりも、厚生労働省、そしてまた相手側のある話でございますので、査察については、今、先日の合意というか、おおむねの話し合いの中で、詳細を具体的に決めようということで米国側と調整中、調整が始まったという現時点でございますので、そういう調整が始まった現時点で、一方的にこちらから行こうというのは申しかねるというのが現実でございます。

だから、決して、先生が御指摘のように、米国の言ったとおりな形でやらせるとか、そういうことを御懸念のようでございますが、そういうことにはならないということで、きちっと話し合いを進めていくということでございます。

〔近藤(基)委員長代理退席、委員長着席〕

○岡本(充)委員 何もやらせのなんて一言も言っていないんですけれどもね。

私は、聞いていることは一点ですよ。これはちょっと公正な裁きをお願いしたいですね。

委員長も帰ってこられましたから、委員長が戻ってこられて、改めて聞き直します。委員長、今、私……

○西川委員長 聞いていました。

○岡本(充)委員 聞いていましたか。ぜひ、そこを明確に、日米の今回の合意を受けて行われる査察というのは、当然のことながら、AMSが少なくとも年一回、全施設の対日輸出認定施設を対象として抜き打ちによる査察を実施すると言っている、この査察と一緒に違うのか、ここ一点だけを、それは当然確認をされているべき話ですよ。

○山本(拓)副大臣 先生がおっしゃるその抜き打ちか定例かという意味合いがよく、誤解を受けますので、いわゆる普通の、例えば企業でいきますと、外注工場の査察なんかは定例査察であっても、いついかなるときにどういう形というのは伏せてやるものでございます。

だから、そういう意味では、改めて何月何日告示という話、先生がおっしゃる抜き打ちかどうかという話でなしに……(岡本(充)委員「違うんです、一回のうちに数えるのかということ、回数」と呼ぶ)一回を数えるか数えないかというのは、まず、これからアメリカ側と合意を、合意というか、向こうが受け入れてくれるわけですから、まずそれを先にやるわけでありまして、それが定例の一回にカウントされるか、二回にカウントされるか、それは二回目以降の話であります。

まずは、今、現時点で私がお答えできるのは、先日の電話会談によって、向こうがおおむね受け入れると。だから、受け入れるということであれば、それはこちらとしてはその準備の話し合いをしていこうという、そこだけの決定しか今の現時点ではしておりません。

○岡本(充)委員 少なくとも、今副大臣が言われた、では、これまで行った年一回のすべての対日輸出認定施設を対象とした抜き打ち査察の結果、もしくは、いつ行った、いつ行ってどういう結果だったとか、これを早急にお出しいただきたいと思いますので、委員長、理事会で御協議いただきたいと思います。私のところにも持ってきてください。

○西川委員長 理事会で協議いたします。

○岡本(充)委員 続いて、そもそも、FSIS、AMSは、抜き打ち査察を行うときに、日本政府は、日本側が行う通常の査察に加えて、AMS、FSISが行う抜き打ち査察に同行し、対日輸出認定施設における対日輸出プログラム遵守状況等を検証すると言っていますが、これは過去に行われた冒頭の八施設の査察以外に行われていたんですか。

○山本(拓)副大臣 確認をいたしますけれども、確認しておりません。

○岡本(充)委員 ちょっと待ってください。私、質問をしようとしているんですから、これはちゃんと教えてください。

○山本(拓)副大臣 二カ所やっておりますけれども、その査察のことに関しては、これはなすり合いするわけじゃないけれども、ちょっと厚労省と、私、聞いていましたので。

私の段階ではそういうお答えしか今のところはできません。

第一回目が八カ所やりまして、そして二カ所抜き打ちでやっております。そこに日本も同行しておりますということでございます。(岡本(充)委員「違う、その後の話を聞いている」と呼ぶ)その後はやっておりませんとお聞きいたしております。

○岡本(充)委員 これは、結局のところ、この条項は守られていないわけですね。守られていないこの条項、なぜこれは守られないんですか。

○菅原大臣政務官 昨年の十二月に、御指摘のありました八カ所につきまして、その結果が、特に問題点はなかったということと、若干の課題につきましては、アメリカ側で改善をすべき、そういうお話が当方に参っております。

○岡本(充)委員 詳細に教えてください。何を改善するんですか。

○西川委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○西川委員長 速記をお願いします。

それでは、菅原厚生労働大臣政務官。

○菅原大臣政務官 マニュアルの改善方法ですとか文書等のことについて、アメリカ側からのそういうお話がございました。

○岡本(充)委員 それは初めて聞く話なんですけれども、具体的にどういう話なのかと聞いているんですから、教えてください。

○菅原大臣政務官 ただいま詳細については手持ちの資料がございませんが、十二月の際に公表しているところでございます。

○岡本(充)委員 違うんですよ。今言ったのは、その後には査察に行かなかった理由は何なのか。このいわゆる日米共同記者発表の日本側の措置として、二番に書いてあることをなぜやらなかったのかと言ったら、若干のマニュアル等の変更があったと言ったでしょう、改善するところがあったと聞いておりましたのでと言っている。だから、そういうことであれば、どこがどう変わったのかということを知っているんだから、十二月の時点での変化じゃない。なぜそれ以降行かなかったのか、なぜこれが遵守されていなかったのかということについて知っているわけですから。

いやいや、菅原大臣政務官がそのままお答えいただきたい。

○菅原大臣政務官 その状況について、厚生労働省としては認識はいたしておりますが、査察そのものは農水の所管でございますのでということでございます。

○山本(拓)副大臣 この問題は、厚生労働省と農林水産省の役割分担が非常に難しいので、ちょっと私も整理させていただきましたが、昨年七月に再開をいたしまして、一年以内ということでございますので、まだ一年たっておりません。そういう中で、今まで、もう少し時間をいただきたい。

○岡本(充)委員 これを、では今からやるわけですか。それを確認したい。

○山本(拓)副大臣 だから、基本的にこれはアメリカの判断でございますから、今回の電話合意を受けての項目の中に当然入っていると思っております。

○岡本(充)委員 では、今回、くしくも今副大臣が言われた、電話会談の合意の中に入っている、電話会談の合意の中のがまさにこの二番、改めて合意するまでもない話じゃないですか。

○山本(拓)副大臣 誤解のないように申し上げておきますが、いわゆる事務方の、今度新たに査察をさせていただくという協議の全体の中で、しっかりと今までの約束と整合性をとるというのは、これは合意するまでもなく、当然の、インクルードの問題であることは当たり前のことであります。

○岡本(充)委員 では、何で当たり前のことと全箱確認、これはもう全箱確認は、これは去年の六月の日本側の措置として三番目に書いてある。「輸入業者の協力を得て全箱確認を行うことも含め、現物検査における開梱数を増やすなど水際での検査を強化する。」と書いてある。これを緩めることとかわりに、二番のことを実施するから三番は緩めてくれというんじや、これは両方ここに載っている合意事項ですよ、この合意事項を、二番をやるのに三番を緩めるというのでは、これはパートナーにも何にもならないじゃないですか。

○山本(拓)副大臣 基本的には、昨年の再開合意をしたときのいわゆる結果、いわゆる国民に対する安全な、安心なものを提供できる枠組みをどう双方合意で構築していくかというのが基本でございまして、御案内のとおり、先日の、伝えられております、先生が御指摘のようなことにはならない、そういう解釈ではないということでもございます。

アメリカ側が……(岡本(充)委員「そういうは何を指す」と呼ぶ)だから、そういうことで、いわゆる、先生が一連のを全部結びつけて御指摘するようなことにはならない。もともとの、昨年の七月に再開をして、ちょうど一年まだたっておりませんので、そういう中であってさらに、要は、何遍やろうと、要するに、普通の、契約を実行していく上で、そういう約束どおりのことをやっているか、そして、もともと、前々からこちらからオファーしておいたものを受け入れたという向こうの事情もありまして、共同してやっていく、これからすべてにおいて事務的に煮詰めていくということでございますので、今の時点で個別に、これはこうと違うじゃないかという御指摘は、今、何とも申し上げられないというのが現時点での答えでございます。

○岡本(充)委員 では、何でこんな電話会談についてプレスリリースする必要があるんですか。決まってないならプレスリリースする必要ないじゃないですか。これは全箱確認をやめるといって報道もされていますよ。今、きょうの朝だって、ワイドショーも随分やっていた。

これは今の副大臣の説明じゃ成り立たないですよ。では、この電話会談自体が合意に至っていないというふうな、これから事務作業を詰めるわけだから、このプレスリリースはちょっと勇み足だった、こういうことでいいんですか。

○山本(拓)副大臣 直接聞いていただくと早いのでありますけれども。

御案内のとおり、電話会談で、今報道されているように、再三言いますけれども、昨年再開をいたしまして、全箱検査をして、百万箱を超える箱を検査してきました。そういう中で、我々として、前々からお話しておいたことを向こうは受け入れたということだけではありますが、手続的に電話会談をして、即あしたからやめるとか、条件なしで全箱検査をやめるといふ話では決してございません。

もともとこちらが当初に約束していたとおりのことを、向こうの、査察を受け入れてまず見させていただいて、それでもうだれが見ても納得できるような形で完璧に直されているということで、持ち帰ってどうしようかという話になるわけでありまして、一部マスコミで報道されるような形で、電話会談で即全部終了ということでは決してございませんということだけ申し上げておきます。

○岡本(充)委員 違うんです、副大臣。きょうやめると言っているわけじゃないんですよ。この査察の結果が出次第やめるといふことを言っていること自体が、これは、そもそも二番と三番の案件の整合性がないということをやっているんです。

これは、では米国が一体この一連の中で何を最終的に譲ったんですか。一連の牛肉のこのBS E騒動から始まって、米国は今、三十カ月齢まで輸出基準の月齢を上げてくれと言っている。これでは、米国が日本に配慮しているかと言ったら、二番と三番のバーターなんかあり得ないんだから。そういう意味では、これを私は指摘しておきたいと思えます。

時間の関係もありますから、端的に答えてください。

○山本(拓)副大臣 決して譲っているわけではございません。先ほども申し上げましたように、百万箱近い全箱検査を今までやってきて、それでちょっとおかしいと思われたのが四箱であります。いわゆるパーセントで直しますと、今、〇・〇〇〇〇四%でちょっと不手際が見つかったということでもあります。それも、その特定の、おかしいものを、牛タンを出してきたそこは、今回の査察には、現時点では対象になっておりません。その工場からの一連の、経過措置とかいろいろな事情聴取とか、そういう米国側の監査があって、そして、それ以外のところでもあります。

そういう意味では、どこを譲ったかと言われますけれども、これは従来の、再開したときのももとの約束を再確認しよう、さらに確認をしようという手続が、今向こうが合意を受け入れてくれたところでございます。新たに、合意を、今言われているように、誤解であります、テレビでいろいろ言われているのはちょっと誤解でございます。

○岡本(充)委員 米国がどこを譲ったのかと聞いているんですよ。そんな、何箱あけたとか、そういうことじゃない。どこを譲ったのかと聞いている。

○山本(拓)副大臣 だから、明確に申し上げておきますが、今回、いろいろ報道をされておりますけれども、今の質問に対しては、日米双方とも何にも変わっておりませんし、お互い譲り合ってもありません。再開したときの約束事を、前後はありますけれども、お互い確認し合おうという、信頼関係の原点に戻った手続のスタートをとりあえず合意したということでございます。

○岡本(充)委員 米国は何も譲っていないと言ってみえましたが、まさにそうなんです。米国は何も譲っていないんですよ。日本は譲っていますよ、これ。だって、日本は、当面全箱開梱

するというのがやめるんでしょう。米国は何も譲っていないですよ、これ。だって、もともと査察を受けると言っていたんだから。何も譲っていないじゃないですか。日本だけ譲っているじゃないですか。(山本(拓)副大臣「いや、だから、何遍も申し上げていますが」と呼ぶ)

○西川委員長 指名してから答えてください。
山本副大臣。

○山本(拓)副大臣 それでは、深呼吸をして冷静に答えさせていただきますけれども、最初の原点に戻りまして、全然譲っておりません、冗談抜きで。

だから、去年の再開をしたときの合意事項の確認でございまして、それに、全箱検査を終了するとか終了しないという話は、もともとが、完璧に、向こうがこちらのリクエストどおりの工場の運営をやっていたら、もともとする必要ないわけでありますから、だから、アメリカ側に査察に行き、改善されていないとか疑問な点が残ったら、それはまだ終了する手続にはならないわけであります。それは国内問題でありますから。それは決して譲っているわけではございません。

○岡本(充)委員 この問題は、後刻、一般質問でもまた取り上げさせていただきます。

最後に、水産業協同組合法も聞かなければいけない。時間もなくなってきましたので聞きますけれども。

全漁連の監査の問題、内部監査で、監査士という資格をつくって監査を出している。漁協の部門別事業の利益の状況などをつまびらかに明らかにしたところであっても、内部の監査では、その監査の正当性がほかの企業に比べて担保できるとはなかなか言いがたいところが出てくるんじゃないか。そういう意味では、この監査の問題が一点。

それからもう一点は、漁協はかなりの補助金なりいろいろな形での国からのお金が入っている一方で、その漁協もしくは関連施設に、一部の政治家、政党のポスターが張ってあることがあります。これは、多額の国の公金が入っている施設でこういう政治活動をしているということは、前も聞きましたが、ロッチデールの原則に照らしても、協同組合のあり方としても、私は、問題があるんじゃないかと思っている。実際どのようになっているか、一度調査をされてみてはいかがかな、こういうふうに提案をしたいと思うんですが、それについての御答弁、二点をお願いしたいと思います。(発言する者あり)いや、公じゃないです。

○福井大臣政務官 お答えをいたします。

監査の問題からでございますけれども、通常、漁協の監事さんという方がいらっしゃいますが、監事さんが、決算書類を監査することによりまして、事業別の損益書面が適正に作成されているかどうかを毎年確認しているというのがまず基本でございます。さらに、系統の上部団体によりまして、その会員である漁協、漁連の業務及び会計に関する監査が行われているというのが実態でございます。

なお、この監査に当たりましては、水協法に基づく資格試験に合格した水産業協同組合監査士が適正に監査を実施しているということ、そして、全漁連は、漁連、信漁連に対する監査の結果について審査会を設置して審査している、そして適正な監査を確保しているかどうかをそこで審査していただいているわけでございます。なお、この審査会の構成メンバーは、大学教授、公認会計士、外部の人材ということでございますので、客観性、中立性が確保されているというふうに考えております。

それから、漁協の施設にポスターが張っているのは問題ではないかということでございますけれども、漁協の設立目的の達成に資する限りにおいて行う政治活動については、ほかの法人と同様、公職選挙法や政治資金規正法に抵触しない限り認められているものと認識をしております。そして、農林水産省としましては、政治団体や政治活動のあり方そのものを指導する立場にはございませんので、個別具体の事案に対する指導は別としまして、政治活動一般に対して関与してい

くことは難しいものと認識をさせていただいております。

ちなみに、もう既にあった事実関係をさらにまたきょう御報告させていただきますと、ことしの一月三十一日の参議院の本会議におきまして、谷先生からの農協施設に関する云々の御質問につきまして、松岡大臣の方から、これは農協でありますけれども、同じことだと思いますので御報告しますと、農協組織につきましては、農業生産力の増進及び農業者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする団体であり、このような目的の達成に資する限りにおいて行う政治活動については、ほかの法人と同様、公職選挙法や政治資金規正法に抵触しない限り認められているものと認識をいたしておりますというふうにご大臣からの御答弁もございました。

○岡本(充)委員 一つだけ言うておきます。

他の法人と言いますけれども、生活協同組合や中小企業関係の協同組合、これは政治活動を認められておりません。認められているのは、農業関係、水産、林業だけです。

それから、今言われた、監査士が公正公平な調査をするといっても、帳簿にアクセスできるのは監査士だけです。審査会の皆さんは、出てきた書面を見て、それを審査しています。そういう意味では、実際に帳簿を見ているのは、大学教授じゃない、公認会計士じゃない。そのことは指摘をしておきます。

これで終わります。